

伊勢市農業委員会 第176回 総会議事録

日 時	令和2年8月12日（水）14時00分～14時53分
場 所	御菌総合支所 2F 講堂
出席委員	<p>17名</p> <p>1番 山添 久憲      2番 川畑 幸也      3番 吉田 保</p> <p>4番 岡田 敏男      7番 濱口 節生      8番 北村 安弘</p> <p>9番 森川 正弘      10番 中山 銀蔵      11番 中西 善夫</p> <p>12番 泉 一嘉      13番 出口 米雄      14番 田畑 春雄</p> <p>15番 奥野 隆史      16番 岩尾 昭      17番 大西 正義</p> <p>18番 早川 繁一      19番 奥本 一志</p>
欠席委員	<p>2名</p> <p>5番 中西 重喜      6番 中村 猛</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>日置 幸美（局長）</p> <p>西村 明裕（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>山神 彩花（職員）</p>
会議録署名者	<p>4番 岡田 敏男      15番 奥野 隆史</p>
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 非農地証明願について</p> <p>議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p>
報告事項	<p>1. 農用地利用集積計画の中途解約について</p> <p>2. 農地利用変更届出書について</p> <p>3. 農地の転用事実に関する照会書について （津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>4. その他</p>

議長

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第176回総会を開会いたします。

本日の出席者は17名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。

本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、

4番の岡田<sup>おかだ</sup>としお<sup>としお</sup>さんと、

15番の奥野<sup>おくの</sup>たかし<sup>たかし</sup>さん

のご両名にお願いいたします。

それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。

局長

それでは、付議事項につきまして提案させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 非農地証明願について  
議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

以上4件でございます。よろしくお願いたします。

議長

それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、<sup>きたむら</sup>北村<sup>やすひろ</sup>安弘委員に  
関係する分でございます。ひとまず北村委員にご退席いただきまして、この件を審議いたしたいと思っております。

(北村委員退席、審議)

それでは事務局説明をお願いします。

係 長

ではご説明させていただきます。議案書の1-1ページをご覧ください。

1番でございます。売買でございます。受人が東大淀町の畑3筆を譲り受けて経営の拡大をしたい旨の申請でございます。申請地は3筆とも隣接しており、東大淀町地内 大堀川橋より東へ50mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、隣接する申請地のほぼ中央あたりに200㎡以下の農業用倉庫が建っていましたが全体としては自作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

説明は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。本件について何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしとのことでございますので、議案第1号中の北村委員に関係する分については承認することに決定いたしました。それでは、北村委員にお戻りをいただきたいと思います。

(北村委員着席後審議再開)

それでは、議案第1号のその他の案件の審議に入りたいと思います。事務局説明をお願いします。

係 長

では改めてご説明をさせていただきます。議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は3件で、田が1筆の509.00㎡で、畑が4筆の341.02㎡で、合計5筆の850.02㎡でございます。次のページをお願いします。内訳といたしましてはすべて所有権移転でございました。

それでは1-1ページをお開き願います。

2番でございます。こちらも売買でございます。受人は柏町の登記地目畑、現況地目田1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は柏町地内 加須夜神社より南東へ100mに位置する農業振興地域内農用地区域内の農地でございます。現地調査の結果自作地にございました。稼働人員は1名でございます。

続きまして3番でございます。こちらも売買でございます、受人は二見町松下の登記地目田、現況地目畑1筆を譲り受けて経営の拡大をしたいとの申請でございます。申請地は二見町松下地内 JR松下駅より南へ170mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。申請地の地積はわずか9.02㎡と狭小な農地であり、詳細を確認しましたところ、その隣の農地も売買で取得して営農する計画であったのですが、その隣の農地の相続登記が遅れており、やむを得ず当該地の取得を先に申請をしたとのことでございます。現地調査の結果、耕作されておらず遊休農地となっておりましたが、狭小な農地であること、その隣の農地を取得次第、営農を開始するとの申請でございましたので、営農計画書の提出までは求めないことといたしました。また、農地法第3条の不許可の例外というものがあるのですが、農地法第2条第3項第3号に規定される「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地で、当該農地に隣接するものが権利を取得すること」に該当すると判断できることから上程したした次第でございます。稼働人員は1名でございます。

議案第1号は以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果いづれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
泉委員	<p>3番についてですが、隣接している田はいつ頃所有権移転される予定ですか。</p>
係 長	<p>具体的には聞いておりませんが、相続で揉めているようです。</p>
議 長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>異議なしということでございますので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
係 長	<p>それでは2ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。件数は18件で、田が19筆7,859.01㎡で、畑が8筆の1,575.00㎡ 計27筆9,434.01㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。</p> <p>次のページをお願いします。2-1ページをお願いいたします。</p> <p>1番でございます。こちらは売買でございます。受人である前山町で建設業を営む株式会社オギケンホーム 代表取締役 荻田 茂一さんが辻久留三丁目の畑2筆、田1筆を譲り受けて奥の敷地や堤防へ行くための通路としたいとの申請にございます。なお、渡人にはすでに</p>

死去しており、相続財産管理人が設定されており、その相続財産管理人からの承諾を得ております。申請地は辻久留三丁目地内 三重済美学院より西へ140mに位置する用途地域内の第3種農地でございます。現地調査の結果、既に道となっており、荒廃農地にございました。しかしながら、渡人がすでに死去しており、財産管理人が設定されていることを鑑みて始末書の提出まで求めることはしないことと判断しました。排水は雨水のみで自然浸透及び南側既設道路側溝へ放流とします。

続きまして2番でございます。こちらでも売買にございます。こちらは1番と同じ受人である前山町で建設業を営む株式会社オギケンホーム 代表取締役 荻田 茂一さんが、前山町の田3筆を譲り受けて資材置場としたい旨の申請にございます。なお、1番と同様に渡人はすでに死去しており、相続財産管理人が設定されており、その相続財産管理人からの承諾を得ております。申請地は前山町地内 伊勢市宮本支所より南西に690mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地にございました。こちらの案件も渡人が死去しており、財産管理人が設定されていることから、1番と同様の理由で始末書の提出までは求めないことといたしました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は土留めをすることで問題はないとのこととさせていただきます。

次のページをお願いします。2-2ページをご覧ください。

3番でございます。売買にございます。受人は通町の登記地目田、現況地目畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積86.09㎡及び車庫 建築面積27.05㎡ 総建築面積113.14㎡としたい旨の申請にございます。申請地は通町地内 栄通神社より東へ300mに位置する既存集落内の第3種農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました。建ぺい率は22%で、排水は浄化槽をへて北側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置します。

続きまして4番でございます。こちらでも売買にございます。受人は一色町の田2筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積473.64㎡としたい旨の申請にございます。申請地は一色町地内 汐合橋より西へ130mに位置する第2種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として周

囲にフェンスを設置するとのことです。

次のページをお願いします。2 - 3 ページをご覧ください。

5 番でございます。こちらも売買でございます。受人は田尻町の田 1 筆を譲り受けて、住宅平屋建 1 棟 建築面積 100.20 m<sup>2</sup>、及び駐車場用地 4 台分 60 m<sup>2</sup>としたいとの申し出にございます。現地調査の結果、自作地にございました。建ぺい率は 22%でございます。排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして 6 番でございます。こちらも売買にございます。受人は村松町の畑 2 筆を譲り受けて、駐車場 6 台分としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 村松町民会館より東へ 120m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、過去に倉庫のようなものが建っていたようで、その基礎部分が残った状態でありました。よって現況地目は荒廃農地にございます。そして申請者に対して始末書の提出を求めましたところ、渡人の亡くなった父が相続した時には既に倉庫が建っており、それを渡人が壊してしまっていて現在に至ってしまっているとの内容で提出されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は、コンクリートブロックを設置するものでございます。本案件は所有権移転後に、受け人が代表取締役を務める、申請地の向かい側に事務所がある介護事業を営む 株式会社明日葉に使用貸借にて駐車場として貸し出すものでございます。

次のページをお願いします。2 - 4 ページをご覧ください。

7 番にございます。こちらは贈与にございます。受人である地縁団体である村松町会 代表者 中村 元彦さんが、村松町の畑 1 筆を受贈し、贈与者が所有する隣接地の雑種地も譲り受けて一体利用して村松町会の町民会館用の駐車場 4 台分としたい旨の申請にございます。申請地は村松町地内 村松町民会館に隣接する第 2 種農地にございます。これは土地の管理に困った渡人が受人である村松町会に贈与を申し出て今回の申請になったものでございます。現地調査の結果、しばらく耕作がされていた様子がなく荒廃農地と判断されまして、申請者に対して始末書の提出を求めました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はコンクリートブロックを設置するものでございます。

続きまして8番でございます。こちらは売買でございます。受入である大阪市北区で電気工事業を営む株式会社サクラアドバンス 代表取締役 田中 利和さんが、上野町の田1筆を譲り受けて太陽光発電設備 設置面積 537.09 m<sup>2</sup>としたいとの申請でございます。申請地は上野町地内 伊勢市沼木支所より東へ60mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで西側既設排水路へ放流とし、被害防除として周囲にフェンスを設置するとのことでございます。また、経済産業省への設備認定におきましては現在事業者変更申請中でございます。許可が得られれば、保留とし、事業者変更後の設備認定許可日と同日付で許可証を交付するものであります。

次のページをお願いします。2-5ページをご覧ください。

9番でございます。こちらは売買でございます。受入は二見町三津の畑1筆を譲り受けて自家用車の車庫兼物置 建築面積 22.68 m<sup>2</sup>としたいとの申請でございます。申請地は二見町三津地内 明星寺より西へ360mに位置する既存集落内の第3種農地でございます。現地調査の結果、碎石が敷き詰められておりまして、すでに農地としての形態でないと判断しました。よって現況地目は荒廃農地とし、申請者に始末書の提出を求めました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としては木柵及びコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

続きまして10番でございます。受入は、二見町西の登記地目山林、現況地目畑1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積 79.50 m<sup>2</sup>としたいとの申請でございます。申請地の登記地目は山林ではございますが、現地調査の結果耕作されていた形跡がみられ、かつ平成22年当時に農地法第3条による許可が下りていることから農地と断定し、現況地目を遊休農地としました。申請地は二見町西地内 西コミュニティーセンターより北東へ130mに既存集落内の第3種農地でございます。建ぺい率は23%で、排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものでございます。

次のページをお願いします。2-6ページをご覧ください。

続きまして11番でございます。こちらは売買でございます。受入である松阪市西町で不動産業を営む創和不動産株式会社 代表取締役



世古 政弘さんが御藪町高向の登記地目田、現況地目畑 2 筆を譲り受けて、分譲宅地 4 区画としたいとの申請にございます。申請地の 2 筆は隣接しており、御藪町高向地内、高向公園より南へ 60m に位置する用途地域内の第 3 種農地にございます。こちらは通常の農地転用では建売住宅としなければならないところですが、本申請は造成のみの転用申請です。これは申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定されている用途地域内であることから、農地法第 5 条第 2 項第 3 号及び農地法施行規則第 5 7 条第 1 項第 5 号へに規定される、住宅その他の施設の用に供される土地を造成するために農地を農地以外に造成されることが確実と認められるという規定に該当し、例外的に許可し得る案件にございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は西側既設下水道へ放流し、被害防除は周囲にコンクリートブロックを設置するものがございます。

続きまして 1 2 番にございます。こちらは使用貸借にございます。借人は御藪町長屋の登記地目田、現況地目畑 1 筆を借り受けて住宅平屋建 1 棟 建築面積 104.34 m<sup>2</sup> を建てたいとの申請にございます。申請地は御藪町長屋地内 国道 2 3 号長屋 1 交差点より南西へ 180m に位置する用途地域内の第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。建ぺい率は 38% で排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するものがございます。

次のページをお願いします。2 - 7 ページをご覧ください。

1 3 番にございます。こちらは賃貸借による一時転用にございます。借人である東京都台東区で環境調査業を営む八千代エンジニアリング株式会社 代表取締役 花岡 憲男さんが西豊浜町字曲田の田 1 筆、小俣町明野の田 1 筆 計 2 筆の内、それぞれ 9 m<sup>2</sup> 分ずつを借り上げて、環境測定器を有した移動式の測定小屋を設置し、環境アセスメントを実施したいとの申請にございます。これは、西豊浜町にございます伊勢広域環境組合清掃工場の焼却炉を立て直す計画があり、そのための地元住民との話し合いの結果、この地域の大气中にダイオキシンや硫黄酸化物等の有害物質が排出されているのかどうかを確認するための環境影響評価の調査である環境アセスメントが必要となり、今回そのための計測機を設置して観測するものです。申請地は西豊浜町字曲田 385 番の田は伊勢広域環境組合清掃工場より東へ 260m に位置する農業

振興地域内 農用地区域内農地、小俣町明野 1102 番 6 の田は、伊勢広域環境組合清掃工場より西へ 240m に位置する農業振興地域内 農用地区域外農地の第 3 種農地でございます。現地調査の結果西豊浜町の 385 番は自作地、小俣町明野の 1102 番 6 は遊休農地にございました。小俣町明野の農地はともかく、西豊浜町の農地は農用地でございますので原則転用は不許可となります。しかしながら不許可の例外がございまして、農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号イに規定されております、仮設工作物の一時的な設置の場合は認められることとなっております。なお、設置期間は 2 年間となっております排水は 2 筆ともに雨水のみで自然浸透とし、被害防除は仮置きするだけで土地の形状を変更することはないので問題はないとのことです。そのため事務局としてはやむを得ないものと判断し、上程するものでございます。

続きまして 14 番にございます。こちらは売買でございます。受人は一色町の田 1 筆を譲り受けて、太陽光発電設備 473.64 m<sup>2</sup> としていたいの申請にございます。申請地は一色町地内 汐合大橋より南西に 200 m に位置する第 2 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置します。

次のページをお願いします。2 - 8 ページをご覧ください。

15 番にございます。こちらは売買にございます。受人は、檜原町の畑 1 筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積 448.66 m<sup>2</sup> としていたいの申請にございます。申請地は東豊浜町地内 市立豊浜東小学校より東へ 50m に位置する既存集落内の第 3 種農地にございます。現地調査の結果、自作地にございました・排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのこととございます。

続きまして 16 番にございます。こちらは地上権設定でございます。地上権者は、通町の田 2 筆に地上権を設定して、太陽光発電設備 設置面積 458.63 m<sup>2</sup> としていたいの申請にございます。申請地は通町地内 杜の宮公園より北へ 180m に位置する用途地域内の第 3 種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地にございました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は、フェンスを設置するとのこととございます。

次のページをお願いします。2 - 9 ページをご覧ください。

17番でございます。こちらも地上権設定でございます。16番と同じ地上権者が、磯町の田1筆に地上権を設定して、太陽光発電設備設置面積345.63㎡としたい旨の申請でございます。申請地は西豊浜町地内 市立豊浜西小学校より南へ90mに位置する第2種農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地にごさいました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除はフェンスを設置するとのことでございます。

続きまして18番でございます。こちらも地上権設定でございます。こちらも先程と同様に16番と同じ地上権者が、磯町の田1筆に地上権を設定して、太陽光発電設備 設置面積392.16㎡としたい旨の申請でございます。申請地は西豊浜町地内 市立豊浜西小学校より南へ40mに位置する第2種農地でございます。なお、本件は地上権者と地上権設定者が同一ではございますが、肝心の経済産業省が発行する設備認定書が別々に発行されていることから、三重県 農地調整課に確認したところ、申請をまとめることなく、分けるべきとの指導がありまして、別々になったわけでございますのでご了承お願いいたします。現地調査の結果、荒廃農地にごさいました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除は、フェンスを設置するとのことでございます。

議案2号は以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむを得ないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

吉田委員

質問が3つございます。まず2 - 3 ページの5番ですが、建ぺい率は22%ではないと思います。

係長

駐車場の部分を除いた面積で算出しております。

吉田委員	わかりました。次に２－５ページの１０番ですが、地目が山林になっていますが、台帳地目は変わっていないのですか。
係長	はい、登記簿地目は変わっておりません。台帳地目も山林で、現況は畑になっております。
吉田委員	議案表紙の面積の集計は４条、５条案件については台帳地目で集計するところですがこちらは現況で算出したということによろしいですか。
係長	はい。
吉田委員	最後に２－９ページの１７番と１８番について、荒廃農地になっていますが、他の荒廃農地になっている案件は現況地目が「／」になっていますが、なぜこの２件だけは現況が田になっているのですか。
係長	始末書の提出を求めたものにつきましては現況地目を「／」としております。
吉田委員	この２件は始末書を求めなかったのですか。
係長	この２件についてはやむを得ないということで求めておりません。
吉田委員	<p>どうしてやむを得ないのですか。</p> <p>まず一度現地調査に行きまして、その結果農地の状態に戻せるかどうかで判断しております。こちらの現場を見る限りはやむを得ないということで、すぐには戻らないだろうということで荒廃農地という判断をさせていただきました。写真でしか確認していただけないですが、事務局としては始末書までは求めなくてもよいと判断させていただきました。</p>
吉田委員	こちらの現況は田にはとても思えないのですが。始末書を求めるということによいのではないのですか。

山添委員	所有者が鳥羽市の方ですが、この土地は相続で取得された土地ですか。
係長	はい。相続地です。
吉田委員	相続してから耕作せずに荒らしてしまったということで始末書を書いてもらえばよいのではないですか。
係長	吉田委員のご指摘通りでございます。こちらの判断が誤っておりましたので、この2筆に関しては始末書を求めることといたします。
議長	よろしいですか。ほかにございませんか。
中山委員	荒廃農地という言葉が出てきておりますが、次回までに定義をきちんとしておいてほしいです。荒廃農地の中には再生可能な農地と再生不可能な農地がありますが、その時は何で判断しているかということもきちんと示しておいてほしいです。
係長	農機具を入れれば元に戻るであろう再生可能な農地は遊休農地で、重機でも入れないと元には戻らないであろうというところは荒廃農地と判断することとしています。
泉委員	前回資料の内容ですね。
議長	ほかにございませんか。
森川委員	先ほどの中山委員のご意見に関連しますが、始末書を求めた場合は現況地目の「/」以外ではわからないということですよ。
係長	そうですね。
森川委員	始末書を求めたのであれば調査事項のところに始末書添付などの文言を入れてはいかがですか。何かあったときに書いてあれば始末書を求めたかどうかすぐにわかりますし。

係 長	では始末書の有無を記載させていただくこととします。
中山委員	もうひとつすみません。始末書の処置はどうなるのですか。始末書を書けばそれだけで終わりですか。
係 長	始末書を提出していただいて、ほかにも農地を持っている場合は二度と同じことをしないように嚴重注意をさせていただいております。ほかで同じようなことがあった場合申請が通りませんということで注意させていただいております。
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、これらを承認し、許可することとに決定いたしました。なお、8番につきましては、太陽光発電設備における経済産業省の設備認定の事業者変更申請中ですので、一度保留し、設備認定の変更が完了した日付で交付するものとします。</p> <p>続きまして、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
係 長	<p>続きまして議案第3号 非農地証明願についてでございます。</p> <p>3ページをお願いします。件数は1件で、田が1筆287㎡でございます。詳細についてご説明させていただきます。次ページをお願いします。</p>

3-1 ページをご覧ください。

1 番でございます。二見町山田原の田 287 m<sup>2</sup>、現況地目は宅地でございます。これは平成 6 年に倉庫を建築し現在に至るとのことで、非農地証明の願い出があがっております。

議案第 3 号につきましては以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3 号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第 3 号 非農地証明願については、これを承認し、許可することとに決定いたしました。

続きまして、議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。

山神  
(農林水産課)

それでは、議案第 4 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。

件数は 7 件で、田が 4 筆の 9,920 m<sup>2</sup>、畑が 29 筆の 26,402 m<sup>2</sup>、計 33 筆の 36,322 m<sup>2</sup>でございます。次のページの農地利用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇ 5 年間の利用権（賃貸借権）の設定が 3 件で、田が 4 筆の 9,920 m<sup>2</sup>。

畑が 1 筆の 1,346 m<sup>2</sup>、計 5 筆の 11,266 m<sup>2</sup>。

◇ 5 年間の利用権（使用貸借権）の設定が 1 件で、畑のみ 1 筆の 859 m<sup>2</sup>。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ13筆の12,028㎡。  
◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、畑のみ13筆の12,028㎡。  
◇20年間の利用権（使用貸借権）の設定が26件で、畑のみ1筆の141㎡。  
以上件数は7件で、田が4筆の9,920㎡、畑が29筆の26,402㎡、計33筆の36,322㎡でございます。転貸抜きの件数は、田が4筆の9,920㎡、畑が16筆の14,374㎡、計20筆の24,294㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。それでは、議案第4号の案件について審議に入りたいと思います。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、本件について承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

異議なしとのことでございますので、議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）は、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。

係長

続きまして報告事項でございます。次のページをお願いいたします。

1. 農用地利用集積計画の中途解約について

……1件（説明内容記録省略）



	<p>2. 農地利用変更届出書について  ……………2件（説明内容記録省略）</p> <p>3. 農地の転用事実に関する照会書について  （津地方法務局伊勢支局より）  ……………1件（説明内容記録省略）</p> <p>4. 時効取得所有権移転の通知書について  （津地方法務局伊勢支局より） ……1件（説明内容記録省略）</p> <p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特に  ご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。  引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願ひし  ます。</p>
係 長	<p>次回の現地調査のお願いでございます。</p> <p>8月27日（木） 吉田 保 委員 大西 正義 委員  8月28日（金） 山添 久憲 委員 中山 銀蔵 委員  にそれぞれお願ひいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第176回の総会を  閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_